

**とやま動物愛護センター（仮称）の整備に係る基本計画策定支援及び
民間活力導入可能性調査業務委託企画提案（公募型プロポーザル）実施要領**

1 趣旨

この要領は、とやま動物愛護センター（仮称）の整備に係る基本計画策定支援及び民間活力導入可能性調査業務委託（以下「業務委託」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル対象業務（委託業務）の概要等

別紙1「とやま動物愛護センター（仮称）の整備に係る基本計画策定支援及び民間活力導入可能性調査業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託料の上限額

金18,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公共施設の新築・改築や運営における基本計画策定支援業務及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業に係る民間活力導入可能性調査業務（以下「同種業務」という。）を官公庁から受注した実績を有していること。
- (6) 本プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (7) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常

時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

6 参加手続き等

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

① 提出書類 プロポーザル参加申込書(様式1)

② 提出期限 令和6年4月8日(月)17時【必着】

③ 提出方法 電子メール(提出先は下記「11 提出先・問合せ先」を参照)

件名は「【参加申込】とやま動物愛護センター(仮称)の整備に係る業務委託」とすること。

参加申込を受付けた場合は、受付けた旨の通知メール(以下「受付完了メール」)を送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

④ 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年4月16日(火)17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。(提出方法は参加申込と同様)

(2) 質疑応答

本プロポーザルについて質問がある場合は、プロポーザル質問書(様式2)により提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

① 提出方法 電子メール(提出先は下記「11 提出先・問合せ先」を参照)

② 質問受付期限 令和6年4月8日(月)17時【必着】

件名は「【質問】とやま動物愛護センター(仮称)の整備に係る業務委託」とすること。

質問を受付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

- ③ 質問に対する回答は、令和6年4月12日（金）17時までに、富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。
- ④ 以下の質問については、受け付けない。
- ・評価基準の配点に関する質問
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・その他、本プロポーザルに関係のない質問

7 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加申込書を提出した者（以下「参加者」という。）は、別紙仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提出する案は、参加者1社につき1案とする。

(1) 提出締切 令和6年4月17日(水) 17時【必着】

(2) 提出方法 電子メール（提出先は下記「11 提出先・問合せ先」を参照）

件名は「【企画提案書】とやま動物愛護センター（仮称）の整備に係る業務委託」とすること。

企画提案書を受付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

(3) 提出書類

下表の書類を提出すること（提出書類は返却しません。）。

項目		内容に関する留意事項
1	事務所等の業務実績一覧 (様式3-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の元請としての受注実績であって、令和元年度から令和5年度までの間に完了した業務を記載すること。 ・業務内容が判断できるよう、契約毎に契約書、仕様書等の写しを各1部添付すること。 ・記載する業務は、5件以内とすること。
2	業務実施体制 (様式3-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者を記載すること。 ・担当技術者を複数配置する場合、主任技術者を1名配置すること。 ・提案者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合、企業名等を記載すること。
3	予定技術者の業務実績 (様式3-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務への従事経歴に記載する業務については、令和元年度から令和5年度までの間に完了した業務のうち、予定技術者が管理技術者の場合、管理技術者として、主任技術者の場合、管理技術者又は主任技術者として、担当技術者の場合、管理技術者又は担当技術者として従事したものを記載すること。 ・同種業務への従事経歴に記載する業務数は、5件以内とすること。 ・手持ち業務については、管理技術者又は主任技術者の予定技術者のみ、企画提案書提出日現在で全ての発注者（国内外問わず）のものについて記載すること。

		<p>(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている全ての業務をいう。本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理技術者及び主任技術者については、保有する資格等を記載すること。
4	業務実施方針 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実施方針等を記載すること。 A4版縦1枚以内とすること。
5	業務スケジュール (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 5月上旬業務開始の前提でスケジュールを作成すること。 A4版縦1枚以内とすること。
6	提案項目について (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 次に示す4つの提案項目について本事業における論点と意見を記載すること。 ①本県の動物愛護の推進が図られる方策に関する論点と意見 ②とやま動物愛護センター(仮称)に多くの方が来館してもらえる方策に関する論点と意見 ③とやま動物愛護センター(仮称)に導入可能と考えられる事業手法に関する論点と意見 ④本事業への県内事業者の参画促進に向けた論点と意見 ・①～④それぞれA4版縦1枚以内とすること。
7	参考見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の所要経費を見積もること。 経費の内訳が分かるように記載すること。 本業務に係る見積額は、「4 委託料の上限額」に記載する上限額以内とすること。なお、上限額を超える見積額を記載した場合は、失格とする。

(4) 留意事項

- ① 提案にあたっては、富山県動物管理センターのあり方検討に関する報告書の内容を前提とすること。(<https://www.pref.toyama.jp/documents/38511/2houkokusho.pdf>)
- ② ペーパーレス(手元のPCモニターによる閲覧)で企画提案書のプレゼンテーション審査を行うため、企画提案書は可能な範囲で、横向きレイアウト、文字の大きさを10.5ポイント以上とするなど、視認性に配慮すること。
- ③ 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。(審査の結果に関わらず、電子データは県において必要な期間保存するものとする。)
- ⑤ 業務委託の契約候補者(以下「候補者」という。)に選定された企画提案書の内容は、委託業務の目的の範囲内において、県は無償で使用する(素材として一部を流用又は加工する場合を含む。)ことができるものとする。
- ⑥ 第三者(受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。
- ⑦ 提出された企画提案書の内容について、内容の確認及び追加資料の提出を求める場合がある。

8 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

業務委託の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、業務委託に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、参加者が提出した書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ、最も優れた提案をした者を候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーションの実施

① 日時

令和6年4月下旬（予定）

② 実施方法

- ・オンライン（Web会議形式）で実施予定
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ・提出した企画提案書をもとに説明及び質疑応答を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの詳細については、4月22日（月）までに改めて通知する。

(4) 結果通知

候補者及び次点候補者に対して、選定された旨を通知し、他の提出者に対しては、選定されなかった旨を通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできない。

(5) その他

参加者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。

9 その他

(1) 企画書作成等のプロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(2) 候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。

① 業務の実施に際しては、県と協議のうえ、仕様書の内容を変更することがある。候補者と県は、企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な条件などの協議を行い、契約手続きを行った後、調整しながら委託業務を実施することとする。

② 必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合がある。この場合、次点候補者と契約締結について協議する。

③ 委託業務に係る著作権は、富山県に帰属する。

(3) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

(4) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 今後のスケジュール（予定）

1. プロポーザル参加申込み期限	令和6年4月8日(月)17時【必着】
2. プロポーザル質問書受付期限	令和6年4月8日(月)17時【必着】
3. 質問に対する回答	令和6年4月12日(金)17時
4. 参加辞退届提出期限	令和6年4月16日(火)17時
5. 企画提案書等提出期限	令和6年4月17日(水)17時【必着】
6. 書面審査・プレゼンテーション、候補者選定	令和6年4月下旬（予定）
7. 契約締結	令和6年4月下旬以降（予定）

11 提出先・問合せ先

富山県厚生部生活衛生課食品乳肉係 担当：西尾、松浦、藤岡

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-3230

E-mail：aseikatsueisei@pref.toyama.lg.jp